

テクノファ News

- ニュース・ダイジェスト
- トピックス
今回の緊急事態宣言を受けたBCMの在り方
～中小企業における在宅勤務の課題と推進手法～
- オンライン(LIVE配信)セミナー
マネジメントシステム審査員向け
CPD研修コース

No.146

2020年6月10日 発行



ニュース・ダイジェスト

■新国際規格 ISO 20887 建築物のカーボンフットプリントの削減

世界のエネルギー消費によるCO₂排出量の40%近くを占める建築部門には、排出量削減の大きな可能性がある。新国際規格ISO 20887「建物および土木工事における持続性－分解と適応性のための設計－原則、要求事項及び手引」は、最終的に建築物が使用できなくなった時に建築部材を効果的に再利用・リサイクルするだけでなく、建築物の最も効果的な利用に役立つ。

ISO 20887は、建築物所有者、建築家、技術者及び建築物のライフサイクルに関わるすべての者が、その持続可能性を改善し、その過程で時間と資源を節約することができる。建物の寿命を別の用途に適応させる有効な適応性によって延長すること、耐用年数が切れた時点でさまざまな建築資材の解体・再利用・リサイクル・廃棄を効率的に行うことで、建築資源を最大限に利用する2つの方法がガイドされている。

その結果、最適な建物利用によって炭素排出量を削減でき、建物寿命を延長し、資源をより有効に利用することによりコストを削減、埋め立てゴミも減らすことができる。規格を開発したISO分科委員会の議長 Philippe Osset氏は、「建築工事プロジェクトのごく初期の段階にこの規格を組み込むことを検討すれば、解体及び適応性に関するガイダンスの利益を最大に得

ることができる。修理や改装から、建物が使用できなくなった時の建築部材の再利用、リサイクル、適切な廃棄に至るまで、建物のライフサイクルを通じて建物の潜在的価値を十分に得るために役に立つ」と述べている。

このアプローチはまさしく循環経済を支えるものであり、より持続可能な世界に貢献するもので、持続可能な都市及び地域社会に関する国連の持続可能な開発目標SDGs No.11にも直接貢献できる。

ISO 20887は、ISO専門委員会 ISO/TC 59（建築物及び土木工事、分科委員会）SC17（建築物及び土木工事における持続可能性）によって開発され、事務局はフランスのISO委員機関であるAFNORが務めた。

<https://www.iso.org/news/ref2480.html>

■新国際規格 ISO 56000 シリーズがイノベーションを成功させる道を拓く

イノベーションマネジメントシステムは、組織が最善の知識を得て、競争に勝つための継続的改善に役に立つ。最近、ISOイノベーションマネジメントシリーズの最新規格が発行された。ISO 56000「イノベーションマネジメント－基本及び用語」は、組織がイノベーションマネジメントに関する正しい専門用語を使用し、自身のプロセス、成果、学習方針について一貫したコミュニケーションを行うために設計された、8部構成のシリーズ規格及びガイダンス文書の4番目にあたるものである。これは、イノベーションマネジメントの語彙、基本的な概念、及び原則を提供し、イノベーションマネジメント活動を可視化し、信頼されるものにしたと望んでいる組織の役に立つ。

規格を担当するISO専門委員会の議長であるAlice de Casanove氏は、「種類や規模にかかわらず、すべての組織は、生き残るために継続的に発展する必要が

あり、ISO 56000シリーズは、組織が体系的で効果的な方法で発展するのに役立つ。イノベーションとは、価値を付加し、何か新しいことを創造することである。それは、製品、サービス、ビジネス・モデル、または組織であるかもしれない。付加される価値は必ずしも経済的価値ではなく、社会的価値や環境的価値である可能性もある」と彼女は言っている。

「ISO 56000ファミリーは、変化する不確かな世界で組織が生き残る能力を大きく改善するのに役立つだろう。それらは、組織が自身を恒久的に改革することを可能にする」

ISO 56000を開発した専門家たちは、経済協力開発機構(OECD)と緊密に協力して、イノベーションの概念に関する共通の理解を確立した。合意された定義は、現在、ISO規格及び、OECDとEUが策定したイノベーションに関するデータの収集及び利用のための国際的なリファレンスガイドであるオスロ・マニュアルの両方で用いられている。世界銀行、世界知的著作権機関(WIPO)、及び世界貿易機関(WTO)も、規格開発のいくつかの段階で専門用語の技術的な部分について相談を受けた。ISO 56000とは別に、イノベーションマネジメントに関するISOシリーズには以下の発行文書がある。

- ・ ISO 56002 イノベーション・マネジメントーイノベーション・マネジメントシステムー手引
- ・ ISO 56003 イノベーションマネジメントー技術革新協調のためのツール及び方法ーガイダンス
- ・ ISO/TR 56004 イノベーションマネジメントアセスメントーガイダンス

また、以下も開発中である。※タイトルは仮訳

- ・ ISO 56005 イノベーションマネジメントー知的財産管理のためのツール及び方法ーガイダンス
- ・ ISO 56006 イノベーションマネジメントー戦略情報マネジメントーガイダンス
- ・ ISO 56007 イノベーションマネジメントーアイデアマネジメント
- ・ ISO 56008 イノベーションマネジメントーイノベーションのオペレーション(実施)測定のためのツール及び方法ーガイダンス

ISO 56000ファミリー規格は、専門委員会ISO/TC 279 (イノベーションマネジメント)によって開発された。事務局はフランスのISO 委員機関であるAFNORが務める。

<https://www.iso.org/news/ref2481.html>

■ ISO 14063のおかげで環境コミュニケーションが円滑に

地球規模の気候目標を達成しようと競争が繰り広げられている中、世界中の組織は、活動の結果はもちろん、環境に関する方針やコミットメントを伝えるようますます求められている。組織の活動を効果的に広げるために、環境コミュニケーションに関する国際規格が最近改訂された。

組織が知識を共有することから、環境保護のコミットメントへの信頼を回復することまで、環境問題や環境活動に関する明確で説得力のあるコミュニケーションは、目的達成のためには不可欠である。うまくコミュニケーションできれば、組織は信頼を育み、評判を高め、真の永続的な変化につながるような方法で、重要な環境課題に対する認識を高めることができる。さらに、国内外の規制への遵守(コンプライアンス)を示す場合や、環境報告を行う時にも役に立つ。ISO 14063「環境マネジメントー環境コミュニケーションーガイドライン及び事例」は、国際的に合意されたベストプラクティスを用いて、環境コミュニケーションに関する原則、戦略、活動についてのガイダンスを提供する。追加のガイダンスと新機能を提供して、他の国際規格と整合するように更新された。

この規格を開発した専門家によるISO委員会の議長であるJohn Shideler博士は、環境コミュニケーションは単に情報を共有することだけではないと述べている。環境コミュニケーションは、組織の価値観を反映する必要があり、組織がどのように認識され、何を成し得るかに強い影響を与え得る、としている。「組織は自らが環境に及ぼす影響について透明性を持ち、その原因に取り組んでいることを実証し、そのことで利害関係者と関わり合うことがますます必要となっている。この規格は、組織が自身の活動について話し、明確かつ効果的に意見交換しやすくなるよう、環境コミュニケーションの戦略及び方針を開発するための強固な基盤を提供する。」と彼は述べている。

ISO 14063は、専門委員会ISO/TC 207、環境管理、分科委員会SC4、環境パフォーマンス評価によって開発された。米国のISO委員機関であるANSIが事務局を務めた。

<https://www.iso.org/news/ref2500.html>

今回の緊急事態宣言を受けた BCM の在り方

～中小企業における在宅勤務の課題と推進手法～

この記事は 2020 年 4 月末に作成した記事であり、以降の状況については変化している可能性がございます。

2020 年 1 月に始まった新型コロナウイルス感染（以降、“新型コロナ感染”と表します）は、瞬間に全世界に拡散し、多くの感染者・死者を出しております。日本においては、4 月 7 日付で「緊急事態宣言」が出され 5 月末まで延長することとなりました。この新型コロナ感染を抑制する為に、市民生活や企業活動といった社会活動に大きな負荷がかかっております。特に、中小・零細企業にとっては、“事業活動の継続”が喫緊の課題となっております。

今回の新型コロナ感染は前述の通り全世界に拡散しており、一般的には“パンデミック (pandemic)”という現象です。このパンデミックに企業として対応する“仕組み”の一つとして“事業継続管理 (Business Continuity Management ; BCM)”及び関連する活動について述べたいと思います。

1. 事業継続管理 (BCM) とは

組織（企業）が日常の業務を実施する上で、障害や事故に見舞われた場合、その対応に追われることがあります。影響範囲及び時間は限定されたものであり、日常の企業活動を停止することはありません。一般的には“インシデント対応”と呼ばれています。

一方、ごく稀ですがこのインシデント対応が“組織のかなり広い範囲”かつ“長時間”となり、企業活動の一部又は全部を一定時間以上停止することもあります。この場合、実施している業務のどれを優先して実施又は復旧するのか、いわゆる“トリアージ”を実施することになります。これら一連の対応を予め定め、対応計画 (Business Continuity

Plan : BCP) を立案し、定期的な訓練により、組織の対応能力 (レジリエンシー) を確保する仕組みが“事業継続管理 (BCM)”と呼ばれています。

この事業継続管理の考え方は大きく分けると、“大規模地震”型と“パンデミック”型があります。

1 大規模地震型とパンデミック型

図 1-1 は、災害（地震）発生後の時間経過に伴う操業度（通常の操業度を 100%としている）の変化を示しています。大きな地震が発生した場合、建屋・設備の崩壊、道路・鉄道等の通行停止、ガス・水道・電気等の供給停止が発生し、組織の操業度は一気に低下又はゼロになります。BCP を作成していない場合、復旧が大幅に遅れることが解ります。この手の BCP では、“どの様な製品・サービスをどれだけ”、“罹災からどれだけの時間で提供できるのか”目標値（専門的には、それぞれ MBCO^{*1}、RTO^{*2} と呼びます）を設定することが重要です。当然、この値は、顧客が要求/許容する値より高いパフォーマンスが要求され、この目標値が達成できることを、訓練により定期的に確認する必要があります。また、マネジメントシステム (BCMS) では、継続的の改善も要求されます。

図 1-2 は、今回の新型コロナ感染の様な感染病の大規模流行における操業度の変化です。

大地震の発生の様にいきなり操業度が下がる訳ではなく、じりじりと影響（感染者の欠勤等）が大きくなり、気付いた時には操業を維持できない程欠勤者が出たり、“緊急事態宣言”により、出勤が自粛される状況となります。一旦感染が

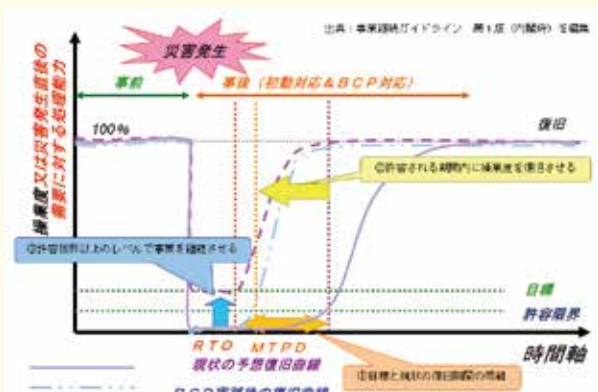


図 1-1 災害（地震）発生時の操業度の時間変化

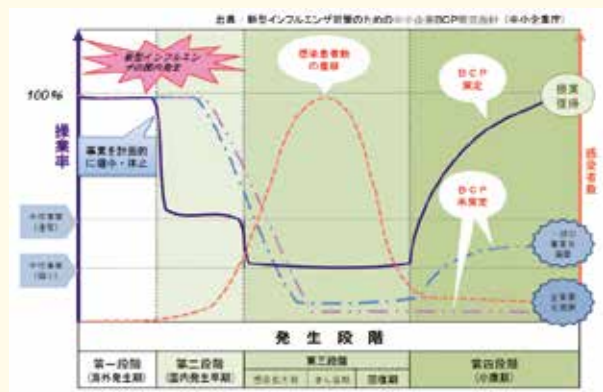


図 1-2 パンデミック発生時の操業度の時間変化

※ 1 Minimum Business Continuity Objective
 ※ 2 Recovery Time Objective

収まり事業の再開となっても中々回復せず、最悪の場合、事業継続できない状況を示しています。一方、この類のBCPを策定し行動した場合、先ず“国内での感染流行”が報告された段階（実は、この見極めが大事なのです）で、中核業務以外の業務の停止又はテレワーク等への切替えを行い、社員の通勤時感染及び社内クラスター発生を抑制します。次に本格的な感染拡大期では、中核事業も絞り込み、必要最小限の要員で事業を継続します。（恐らく、事前に自動処理やテレワークを検討し、最大限活用することになるでしょう）更に、回復期に入ったら計画に従い、徐々に事業を復旧させ、操業度を元に戻します。因みに、この場合“縮小した中核事業”がMBCOに相当します。

2 東日本大震災とBCP

2008年からJIPDEC（当時の財団法人日本情報処理開発協会、現在は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター／ISMS-ACとして分離）が開始した「BCMS適合性評価制度」は2010年に正式運用となり、私も情報収集や仕組みの構築をしているまさにその時、東日本大震災が発生しました。この時、ある組織様と“システム開発におけるBCM”をテーマとして勉強会を実施していました。震災によりどうなったか、結果として“システム開発におけるBCM”をテーマとして勉強会を実施していました。震災によりどうなったか、結果として“システム開発におけるBCM”となり、現在稼働しているシステムの確認・復旧対応が喫緊の課題となりました。また、私が講師として参加した関連セミナーでは、「チラシを投函・配布する事業をやっているが、震災により仕事が全く無くなった。事業継続ではどうするのか？」という質問を頂きましたが、当時の私の知識では、「事業継続の対象では無い」と回答するのが精一杯でした。おそらく、BCPを“災害等で減少した供給を如何に復旧させるか”計画するものと限定的に考えていた為と反省しております。

3 BCPを“需給のバランス”で考えると

そこで、震災やパンデミックで組織における“需給バランス”がどうなるのか考えてみました。図1-3では、縦

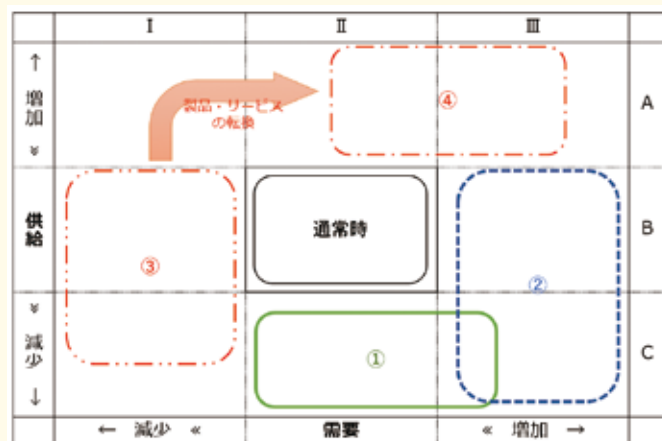


図1-3 BCPと需給バランス

軸に“組織からの供給”、横軸に“組織への需要”をとり、其々“減少”、“現状”、“増加”の3×3のマトリクスを作成しました。例えば、“II B”は通常時の需給状況を示し、“III C”は供給が（著しく）減少し需要が（著しく）増加している領域を示しています。

当初、私がBCPの対象と考えたのは、①で示す領域で、供給が（著しく）減少したもののだけに焦点を当てていました。しかし、実際に震災への対応や今回の様な新型コロナ感染では、“需要が大きく増えた為に供給が追いつかず”選別やトリージを実施しなければならない状況が多く発生していました。図では②で示す領域です。具体的には、新型コロナ感染における医療サービスや災害発生時の建設業などが挙げられます。ちなみに、事業継続ガイドライン第三版では、BCP概念に対して「例えば、大規模災害が発生した場合、平常時よりも需要が増える製品・サービス、あるいは同業他社の被災により一時的に自社への需要が増える製品・サービスもあるので、それに対応するため操業度が100%を上回る可能性もある」という注記が追加されていました。図1-1及び1-2の“操業度”は“供給/需要”と置き換えると解り易くなります。

4 需要が減少した組織・事業のBCP

それでは、需要が著しく減少した領域（図では③）はBCPの対象とならないのでしょうか。前述の“チラシの投函・配布”や“システム開発”はBCPの対象とならないのでしょうか。本来のBCPに含まれるのか分かりませんが、“製品・サービスの転換”（図では③から④への移行）に関する計画もあるのではないかと考えています。システム開発については、要員の多くは過去の開発案件の保守・復旧に回った様です。また、「河北新報のいちばん長い日」（文春文庫）では、震災当日河北新報が“壁新聞”を作成し避難所に掲示した話が載っています。意外とローテクも役立つと思いましたので“チラシの投函・配布”も別なサービスに転換可能と思います。今回の新型コロナ感染でも、車メーカーによるフェイスシールドの生産やアパレルメーカーによるマスクの生産がこれに該当します。ケネディ大統領は就任演説の中で、「あなたの国があなたのために何ができるかを問わないでほしい。あなたがあなたの国のために何ができるかを問うてほしい」と述べています。この“国”を“社会”に置き換えて見ると、④の領域のBCPも大事ではないかと思えます。

2. BCMの為のセキュリティ対策

BCM（及びBCP）、特に新型コロナ感染の様なパンデミック対応のBCMを導入する場合、在宅勤務を含むテレワークの実施が鍵になります。また、それを支えるインフラとしてクラウドサービスの利用が必要となります。ここでは、テレワークの実施と、それを支えるクラウドサービスの利用、並びにそれに関連する情報セキュリティの管理策について述べ

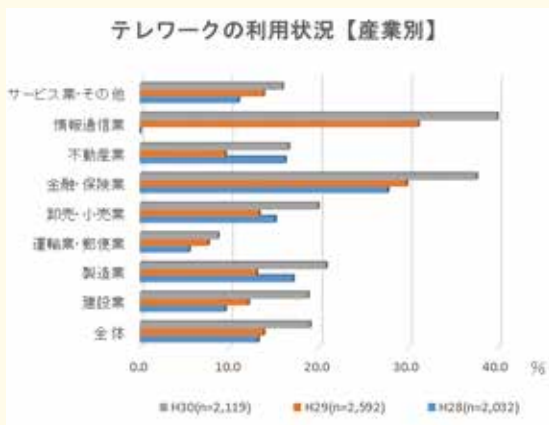


図 2-1 テレワークの利用状況（産業別）

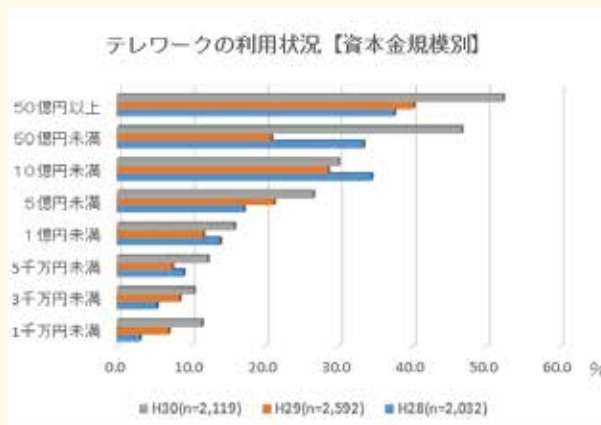


図 2-2 テレワークの利用状況（資本金規模別）

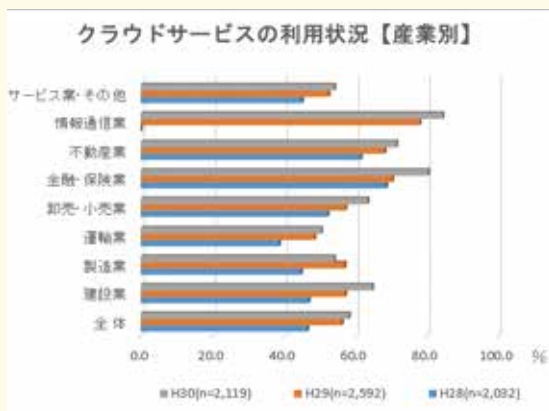


図 2-3 クラウドサービスの利用状況（産業別）

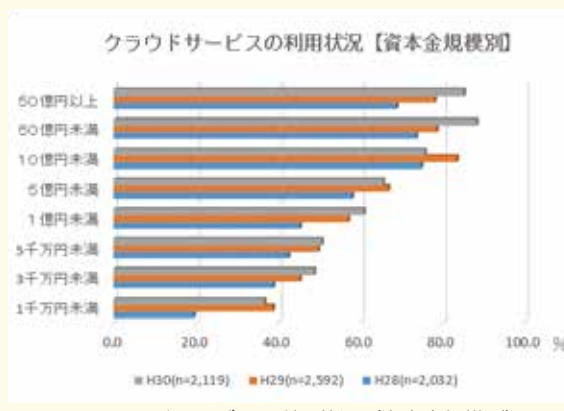


図 2-4 クラウドサービスの利用状況（資本金規模別）

ます。

1 テレワークの導入状況

総務省が毎年 Web で公開している「通信利用動向調査（企業編）」（以降、通信動向調査と表記します。また、表示している数値は平成 30 年の結果を使っています）では、テレワークの導入状況が報告されています。平成 28 年から平成 30 年までの 3 年間の状況を、図 2-1 に示します。全体では、19.0%の組織が何らかの形でテレワークを導入（平成 30 年）しています。内訳（重複回答有り）は、在宅勤務 37.6%、サテライトオフィス勤務 11.2%、モバイルワーク 63.4%となっています。産業別では、情報通信業や金融・保険業が大きく伸びており、運輸業・郵便業が伸び悩んでいます。

同じく、資本金規模別の利用状況を図 2-2 に示します。資本金が大きい組織ほど、テレワークの導入が進んでおり、伸びています。一方、資本金が小さい中小企業は 10%程度の普及に留まっています。テレワークを導入しない理由としては、“テレワークに適した仕事が無いから”が最も多く 71.6%、続いて“業務の進行が難しい”（22.3%）、“情報漏えいが心配”（20.1%）等となっています。一方、テレワークの導入目的としては、“労働生産性の向上”（56.1%）、“通勤者の移動時間短縮”（48.5%）、“介護・育児等による

通勤困難者への対応”（26.0%）、“勤務者のゆとりと健康的な生活の実現”（21.7%）等となっており、テレワーク導入組織の 8 割弱が“非常に効果があった／ある程度効果があった”と評価しています。“働き方改革”により、テレワークも徐々に普及しており、中小企業への普及も、今回の新型コロナ感染を契機に加速することを期待します。そのためには、ペーパーレスやテレビ会議を含めた業務の見直しが必要となります。即ち、“テレワークに適した仕事が無い”のではなく『テレワーク可能な仕事に切替え』しなければならないのです。

2 クラウドの導入状況

テレワークを進める上では“情報の電子化と共有化”が必要となります。この為に、社内にサーバー機を導入することはコスト的にも時間的にも現実的ではありません。クラウドサービスを導入することが現実的な選択となります。次に、通信動向調査でクラウドサービスの導入状況を確認してみましょう。

図 2-3 は、産業別のクラウドサービス導入状況です。全体では 58.3%（平成 30 年）で、テレワークに比べて普及しております。情報通信業と金融・保険業が伸びているのもテレワークと同様ですが、その差は小さくなっています。同じく、資本金規模別の利用状況を図 2-4 に示します。やは

り、資本規模が大きい組織程導入が進んでいます。

クラウドサービスを導入しない理由としては、“必要が無い” (41.6%)、“情報漏洩などセキュリティに不安がある” (30.1%)、“クラウドの導入に伴う既存システムの改修コストが大きい” (17.0%) 等となっています。一方、クラウドサービスを使う理由 (目的) は、“資産、保守体制を社内に持つ必要がない” (41.4%)、“どこでもサービスを利用できる” (33.6%)、“サービスの信頼性が高い” (31.7%) 等となっており、クラウドサービスを導入した組織の8割強が“非常に効果があった/ある程度効果があった”と評価しています。

クラウドサービスの特徴の一つとして、“オンデマンド・セルフサービス；ユーザ自身が管理者の手をわずらわせず、必要に応じて瞬時にコンピューティング資源を利用できる”があります。この特徴からすると『クラウドサービスは、中小企業ほど積極的に導入すべきITインフラ』と考えます。

3 テレワークやクラウドサービスの導入・整備に関連する情報セキュリティ管理策

組織にBCM (BCP) を導入・構築する上でテレワークやクラウドサービスが重要ですが、現状がどうなっているかは前述の通りです。次に、これらの導入・構築に関連する情報セキュリティの管理策について、いくつかご紹介します。なお、ここでいう“管理策”はISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証規格であるISO/IEC 27001の附属書Aに記載されていますが、認証制度とは切り離し、表現も変えています。

① モバイル機器及びテレワーク

- ・ モバイル機器を用いることによって生じるリスク (例えば、ノートPCやスマホの紛失や破損) を管理するための方針 (基本的な考え) を立てて、その方針を支援するセキュリティ対策 (例えば、デバイスの暗号設定、シンクライアント化) を採用する。
- ・ テレワークの場所 (自宅、サテライトオフィス、ホテル等) でアクセス、処理及び保存される情報を保護するための方針を立てて、その方針を支援するセキュリティ対策 (例えば、覗き見防止フィルターの貼付、パソコンの共有禁止、ファイルの暗号化) を実施する。

② クリアデスク、クリアスクリーン

- ・ 書類及びUSBメモリ等の取外し可能な記憶媒体を机の上に放置しないこと、並びにパソコンのスクリーンセイバー等で画面をロックすること。
- ・ オフィス内の席を割り当てない“フリーアドレス”を導入すると、クリアデスクの実施が容易になる。

③ マルウェア対応

- ・ コンピュータウィルスを含むマルウェアから保護するために、利用者に対する教育等で適切に認識させること、及び検出、予防及び回復のためにオフィスと同等の

管理策を実施すること。

④ 電子的メッセージ通信

- ・ eメールやSNSなどの電子的メッセージ通信に含まれる情報を、適切に保護 (例えば、添付ファイルの暗号化) すること。

⑤ 資産の移動 (外部持出し) 及び私物デバイスの利用

- ・ テレワーク等で使うノートPC等 (情報及びソフトウェアも含まれる) を構外に持ち出す場合は、事前に認可を受けること、及びその持出しが長期にわたる場合は定期的に所在を確認すること。
- ・ テレワークで私物のパソコン等の利用する場合は、事前の許可及びBYOD^{※3}の契約を締結すること。

⑥ ネットワーク及びネットワークサービスへのアクセス

- ・ 利用することを特別に認可したネットワーク及びネットワークサービスへのアクセスだけを利用者に提供すること。特に、テレワークの場合はBCPで決めた業務の実施に必要な範囲に限定すること。

⑦ クラウドサービスプロバイダー (CSP) との合意におけるセキュリティの取扱い

- ・ 提供されるクラウドサービスに関連する全ての情報セキュリティ要求事項を確立すること。また、組織の情報に対して、アクセス、処理、保存若しくは通信を行う、又は組織の情報のためのIT基盤を提供する可能性のあるそれぞれのCSPと、この要求事項について合意すること (クラウドサービスは、ハードウェア等の現物が見えない為、出来るだけ“見える化”することが重要)。
- ・ CSPから提供されるサービスを報告書や監視ツールを使って監視・レビューする。

⑧ 情報セキュリティインシデント管理の責任及び手順

- ・ テレワーク及びクラウドサービスも含めた、情報セキュリティインシデントに対する管理層 (CSPも含む) の責任及び管理手順を確立し、迅速、効果的かつ順序だった対応を確実に実施すること (クラウドサービスの場合、障害や事故が発生した場合、プロバイダー側が対応するのかユーザ側が対応するのか明確に規定しないと、適切な対応が採られない可能性が高い)。

⑨ 適用法令及び契約上の要求事項の特定

- ・ テレワークの実施場所やCSPとの契約により適用される法律 (条例も含む) が異なることもあるので、明確にして定期的に確認すること。

⑩ 文書化された情報の管理

- ・ 管理策ではないが、文書や記録の管理もペーパーレスの対応が必要である。押印や署名は一つの手段であり、必須ではない。ガバナンス上必要であればワークフローを導入すれば、テレワークでも適切な文書管理が可能である。

※3 Bring Your Own Device : 私物端末を職場に持ち込み業務利用すること

	BCM/BCP 参考情報	URL
1	中小企業 BCP 策定運用指針／中小企業庁	https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/
2	BCP 策定のヒント～中小企業が緊急事態を生き抜くために／中小企業庁	https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/guidebook/hint.html
3	新型インフルエンザ対策のための 中小企業 BCP 策定指針／中小企業庁	https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/download/bcpshingataiful_all.pdf
4	事業継続ガイドライン（第3版）／内閣府	http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/pdf/guideline03.pdf
5	新型インフルエンザ発生に対する BCP の策定と運用について／厚生労働省・インターリスク総研	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108628.pdf
6	BCMS 適合性評価制度／ISMS-AC	https://isms.jp/bcms.html

3. BCP の作成と訓練

1 BCP の作成

BCP の作成そのものについては、参考となる情報の提供に留めたいと思います。上の表を参照ください。

図 1-3 に示した様に、多くの組織は③の領域（即ち、需要が著しく減少し、休業しなければならない状況）になり、領域①や②の組織程 BCP を積極的に作成しようとは思わないでしょう。しかし、“我々に何が出来るか”の視点（即ち領域④への移転）で考えると、“新しい製品・サービスへの転換”の為の BCP が描けるのではないのでしょうか。

2 BCP の訓練

最後に、BCP の訓練について述べたいと思います。

ISMS 等のマネジメントシステム全般の話ですが、作ったシステムや計画は常に見直しが伴います。作ったら終わりではなく、継続的な見直しが必要となります。BCM では作成した BCP の訓練が重要になります。定期的に訓練（シミュレーションやファシリテーターによる演習等、様々なやり方があります）を実施し、計画との乖離や社会環境の変化等を確認し、計画を見直すことが重要です。なお、実際の災害では BCP 通りに進まないこともあります。2011 年の東日本大震災では、ある廃油処理事業者の事例が紹介されていました。この会社は事前に BCP を作成しており、当日も地震発生後 BCP に従い社屋（仙台空港付近）に避難待機しておりました。その時ラジオから大津波発生のニュースを聞き、社長の判断で 2 km 先のショッピングモールへ避難し、人的被害を免れたということです。BCP に従っていたら、社員の方が多数犠牲となったことでしょう。この会社は、機材は全て流されてしまいましたが、事前に契約していた同業者の支援を受けて、震災復興に貢献したそうです。

4. まとめ

今回の話をまとめると次の様になります。

- BCP (BCM) 作成にあたっては、需給バランスが崩れる状況（需要が供給を大幅に上廻った場合）を想定し、どの業務を優先に実施するか決定（トリアージ）し、実施するためのプロセスを確立する。
- 罹災やパンデミック発生時に需要が大幅に減少する業務においては、需要が大幅に増えている製品やサービスへの転換が可能か検討し、そのためのプロセスを BCP として作成することも必要である。
- 新型コロナウイルス感染等のパンデミックにおいては、在宅勤務を含めたテレワーク、それをサポートするインフラとしてのクラウドサービスの導入が重要である。特に、中小企業では導入が遅れており、今後の更なる普及が望まれる。
- テレワークやクラウドサービスの導入においては、セキュリティ上の課題等があるが、情報セキュリティの管理策を適用して対応することができる。
- 作成した BCP は定期的な訓練により、有効性の検証等を行い、継続的に改善する。

東日本大震災や新型コロナウイルス感染の経験を踏まえ、BCM (BCP) に関することを記述してみました。この情報が少しでも皆様のお役に立ち、今後の事業活動に寄与することを期待します。

文責：田附喜幸

オンライン(LIVE配信)セミナー マネジメントシステム審査員向け CPD研修コース

テクノファでは JRCA 登録 CPD 研修コースのオンラインセミナーを開始しました。
※専用ホームページでもご確認いただけます。 <https://www.technofer.co.jp/post-3994/>

「平林良人による規格の最新情報～ ISO 9001 審査員 CPD5 時間コース～」 **QD02**

7月8日(水) 開催予定 ※ JRCA 登録 CPD 研修コース (QMS) CPD5 時間

「ISO 9001 審査員 CPD コース [テーマ: 審査技能の向上]」 **QD22B**

6月15日(月)、7月28日(火) 開催予定 ※ JRCA 登録 CPD 研修コース (QMS) CPD6 時間 10分

「SDGs・ESG 経営時代の ISO 14001 の活用～経営戦略と一体化した取り組み～」 **ED30W**

6月23日(火)、7月31日(金) 開催予定 ※ JRCA 登録 CPD 研修コース (EMS) CPD5 時間

「ISMS 監査・審査のための管理策の理解向上コース」 **JD28**

7月1日(水) 開催予定 ※ JRCA 登録 CPD 研修コース (ISMS) CPD6 時間

上記以外でも下記のコースでオンラインセミナーを開催いたします。

「ISO 14001 CPD 5.5 時間コース【テーマ: 環境法規制・最新情報】」 **ED85**

※ JRCA 登録 CPD 研修コース (EMS) CPD5.5 時間

「[ISMS クラウドセキュリティ] 入門コース」 **JK66**

※ JRCA 登録 CPD 研修コース (ISMS) CPD5 時間

「ISMS 審査員補 CPD5 時間コース【テーマ: 情報セキュリティと暗号】」 **JD27**

※ JRCA 登録 CPD 研修コース (ISMS) CPD5 時間

「IATF 16949 規格解説 1日コース」 **AK51**

6月22日(月) 開催予定 ※ JRCA 登録 CPD 研修コースではございません。

お問い合わせ

hinshitsu@technofer.co.jp 044-246-0910 <https://www.technofer.co.jp/seminar/>



マネジメントシステム 勉強会のお知らせ

参加費
無料

第2回 2020年6月22日(月) **15:00～17:00(予定)**

【テーマ】 事業継続計画 (BCP)、BCMS どのように対応すればよいの？

- 企業の取組みの実際
- 中小企業における事業継続の在り方・考え方
- QMSとBCP(BCMS)の合体はどう考える？

講師 (株)テクノファ主任講師 **山口 大輔 氏**

(ISMSクラウドセキュリティ審査員研修コース、ISO 22301 審査員資格拡大研修コース担当)

※昨今の新型コロナウイルス関連の状況を鑑み、中止となる可能性もございます。ご了承くださいませ。

※原則先着順となります(各回とも定員になり次第締め切り)。

<https://www.technofer.co.jp/isotrg/mf98/>